

# 国立大学法人東京外国語大学職員兼業規程

〔平成16年4月1日〕  
規則第57号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学職員就業規則（平成16年規則第52号）32条第2項の規定に基づき、国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）に所属する常勤の職員（以下「職員」という。）の兼業に関する事項を定めることを目的とする。

(制限又は禁止)

第2条 職員は、第3条以下の条件の下で、本務に支障がない範囲で、事前に学長の許可を得たうえで他の職を兼ねることができる。

2 ただし、次の各号の一に該当するときは、原則としてその職を兼ねることができない。

- (1) その職を兼ねることにより、本学の勤務時間をさく、又はさくおそれのある場合
- (2) その職を兼ねることにより、本学の職責遂行に支障をきたすおそれのある場合
- (3) その職を兼ねることにより、本学の信用を傷つけるおそれのある場合

3 学長は、許可した兼業であっても、本務の遂行に支障が生じるおそれがあると認められる場合には、その兼業を中止することができる。

(兼業の種類)

第3条 この規程において「兼業」とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 営利企業における兼業
- (2) 営利企業以外の団体における兼業
- (3) 自営の兼業

(営利企業における兼業)

第4条 営利企業における兼業は、原則として行うことができない。ただし、本学における研究成果の事業化促進による産業競争力の強化や、企業の適法適正な経営の規律付けの充実を図るため、あるいは、本学の社会貢献や研究教育の活性化を図る等の目的から、次に掲げる兼業は行うことができる。

(1) 役員兼業

(ア) 技術移転事業者(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52条)第2条第1項にいう特定大学技術移転事業者並びに同法第12条第1項及び第13条第1項にいう認定事業者をいう。

以下同じ。)役員兼業

- (イ) 研究成果活用企業役員兼業
- (ウ) 株式会社等の監査役兼業
- (エ) その他学長が特に認めたもの

(2) 役員以外の兼業

- (ア) 公的な要素が強く、兼業内容が営利企業付設の診療所等の非常勤医師など営利企業の営業に直接関与するものでない場合
- (イ) 機関が管理する国有特許（出願中のものを含む。）の実施のための契約に基づく実施企業に対する技術指導である場合
- (ウ) 営利企業付設の教育施設、研修所及び研修会等又は文化講座等の非常勤講師で従業員教育又は社会教育の一環と考えられる場合
- (エ) 営利企業における研究開発（基礎研究、応用研究及び開発研究をいい、技術の開発を含む。以下同じ。）又はその研究開発に関する技術指導に従事する場合
- (オ) 公益性が強く法令（条例を含む。）で学識経験者から意見聴取を行うことが義務づけられている場合
- (カ) 技術移転事業者が行う他の企業に対する技術指導に従事する場合
- (キ) 技術移転事業者が行う技術に関する研究成果の発掘、評価、選別に関する業務に従事する場合
- (ク) 営利企業の経営及び法務に関する助言を行う場合

（営利企業以外の団体における兼業）

第5条 営利企業以外の団体における兼業については、第2条第1項及び第2項に従う範囲で行うことができる。ただし、役員の兼業については次の各号の一に該当するときのみ行うことができる。

- (1) 国際交流を図ることを目的とする法人等の役員兼業
- (2) 学会等学術研究上有益であると認められ、当該職員の研究分野と密接な関係がある法人等の役員兼業
- (3) 学内に活動範囲が限られた法人等及びこれに類する者の法人等の役員兼業
- (4) 育英奨学に関する法人等の役員兼業
- (5) 産学の連携・協力を図ることを目的とする法人等の役員兼業
- (6) その他、教育、学術、文化、スポーツの振興を図ることを目的とする法人等で、著しく公益性が高いと認められるものの役員兼業

（教員による予備校等における兼業の禁止）

第6条 教員（国立大学法人東京外国語大学職員の採用、離職等に関する規程（平成16年規則第56号）別表第1に規定する教員をいう。）は、大学の入学試験の準備を目的として設置又は開講されている予備校又はこれに類する教室、塾、講座等の講師を行うことはできない。

（自営の兼業）

第7条 職員が不動産又は駐車場の賃貸に係る自営の兼業等を行う場合には、学長の許可を受けなければならない。

（兼業の許可申請）

第8条 兼業に従事する場合は、事前に次の各号に掲げる書類により、各部局長の承諾後、学長に申請し、許可を得なければならない。

- (1) 兼業許可申請書

- (2) 兼業先からの依頼状
- (3) その他参考となる資料

(兼業の許可件数及び従事時間)

第9条 兼業の許可件数及び従事時間の制限については、各部局で別に定める。

2 兼業の期間は1年以内とする。ただし、法令等に任期の定めのある職につく場合には、4年を限度として許可することができる。

なお、許可を得て兼業の期間を更新することは差し支えない。

(短時間の兼業)

第10条 兼業従事時間が6日以内で総時間数が10時間未満の場合は届出のみとし、許可は要しない。ただし、7日以上の場合は時間数にかかわらず、許可を要する。この場合の日数の算出に当たっては、従事する日が連続する場合のほか、間隔がある場合でもあらかじめ従事する日が決まっていて、業務内容に継続性が認められる場合は、従事するすべての日を合算して上記に該当するかを判断する。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、国家公務員として許可又は承認を受けている兼業については、この規程により学長の許可を得たものとみなす。